

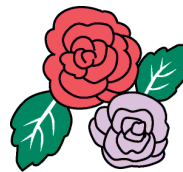
社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

いとしご増刊

きずな

絆

第76号 6月号
発行2004年 6月10日



購読料1部 100円

(会員は会費に含まれています)

発行人：社団法人日本自閉症協会

編集人 社団法人 日本自閉症協会 奈良県支部

支部長&事務局：河村舟二 〒639-1055 大和郡山市矢田山町84-10

TEL&FAX 0743-55-2763

URL：http://www.eonet.ne.jp/~asn/

86号 特報 取上 「発達障害支援法要綱案」詳細

平成16年5月19日

発達障害者支援法要綱案

第一目的 この法律は、発達障害児を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を行い、もつてその福祉の増進を図ることを目的とするものとする。

第二定義

1 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつて、その症状が通常低年齢において発現し、かつ、発現後できるだけ早期に心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のための支援を行うことが特に重要であるものとして政令で定めるものをいうものとする。

2 この法律において「発達障害者」とは発達障害を有するために日常生活又は社

会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち十八歳未満のものをいうものとする。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者の心理機能の発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するために行う医療的・教育的・心理的援助をいうものとする。

第三国及び地方公共団体の責務

1 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることにかんがみ、発達障害児の早期発見に努めなければならないものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため、発達障害児に対して、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校教育その他の発達支援を行うとともに、発達障害者に対して、就労、地域社会における生活等について必要な支援を行わなければならない

ものとする。

3 国及び地方公共団体は、発達障害者の家族に対し、適切な支援を行わなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達支援の提供、居住の場所の確保その他発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないものとする。

5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、福祉に関する事務を担当する部局、教育に関する事務を担当する部局、保健医療に関する事務を担当する部局及び労働に関する事務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等による発達障害者の被害及び発達障害者と社会とのあつれきを防止するため、これらの部局と警察、消費生活に関する事務を担当する部局その他関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

6 国及び地方公共団体は、公共的なサービスの実施に当たって、発達障害者に対して適切な対応が図られるよう、公共的なサービスに従事する者の発達障害者に関する理解を深めるための措置に努めなければならないものとする。

7 国及び地方公共団体は、発達障害に

関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならないものとする。

第四 国民の責務 国民は、発達障害に対する理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力すること等により、発達障害者の自立及び社会参加の支援に努めるものとする。

第五 早期発見

1 市町村は、発達障害児を早期に見出す観点を踏まえて、一歳六か月児健康診査及び三歳児健康診査等を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、発達障害児を早期に見出す観点の踏まえて、就学時の健康診断を行うものとする。

3 市町村及び市町村教育委員会は、発達障害児の早期発見に資するため、1及び2の健康診査等の結果に基づき、発達障害の疑いのある児童を継続的に観察するように努めなければならないものとする。

4 都道府県は、市町村の求めに応じ、発達障害児の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に對する必要な技術的援助を行うものとする。

第六 早期の発達支援

1 市町村は、発達障害児の早期の発達支援のための医学的又は心理学的診断を受けられることができるよう、発達障害児又は発達障害の疑いのある児童の保護者に対して第十四1の選定医療機関、児童相談所及び第十五1の発達障害者支援センターを紹介するとともに、発達障害児又は発達障害の疑いのある児童の保護者に対して相談及び指導を行う等適切な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、1の措置を講ずるに当たっては、本人及び保護者の意向を尊重しなければならないものとする。

3 都道府県は、発達障害児に対して専門的な発達支援を提供するものとする。

4 市町村は、発達障害児に対して適切な発達支援を提供するものとする。

5 都道府県は、第十四1による選定医療機関の選定及び第十五1による発達障害者支援センターの指定その他発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備に努めなければならないものとする。

第七 保育 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児が他の児童との生活を通じて共に健全な発達が図られるよう

適切な配慮をしなければならないものとする。

第八 教育

1 都道府県及び市町村は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校に在学する者等を含む。）が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮を行うものとする。

第九 放課後児童健全育成事業の利用 市町村は、自ら行う放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会を確保を図るため、適切な配慮をしなければならないものとする。

第十 就労

1 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の

機会の確保に努めなければならないものとする。

2 都道府県及び市町村は、発達障害者が就労のために適切な準備を行えるよう、必要に応じて、職業生活において自立することを促進させるための支援を学校において行うよう努めなければならないものとする。

第十一 地域での生活支援 市町村は、発達障害者が本人の意思に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、これらの者が社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居の確保等必要な体制の整備等に努めなければならないものとする。

第十二 発達障害者及びその家族への支援

1 都道府県及び市町村は、発達障害者の福祉の増進を図るため、発達障害者に対し、相談及び指導の実施その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする。

2 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護ができることとする等発達障害者の福祉の増進を図るため、児童相談所等関係機関と連携を図り、発

達障害者の家族に対し、相談及び指導の実施その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする。

第十三 発達障害者の権利擁護 地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のため法的利益を損なわれることがないようにするため、権利擁護のための必要な支援を行わなければならないものとする。

第十四 選定医療機関等

1 都道府県知事は、その設置者の同意を得て、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行う病院又は診療所を選定医療機関として選定するものとする。

2 国及び地方公共団体は、選定医療機関の相互協力を推進するとともに、選定医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

3 国及び地方公共団体は、医療従事者に対し、発達障害の診断又は発達支援方法に関する知識の普及及び啓発に努めなければならないものとする。

第十五 発達障害者支援センター

1 都道府県知事は、2 に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができること認めら

れる者を、その申請により、発達障害者支援センターとして指定することができるものとする。

2 発達障害者支援センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 発達障害児の早期発見等に資するよう、発達障害者及びその家族からの相談への対応並びに助言指導及び情報提供を行うこと。

二 発達障害者に対し、適切な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、福祉、教育、保健、保育等に関する事業（以下「医療等事業」という。）に従事する職員等へ発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等事業を行う関係機関との連絡調整を行うこと。

五 一から四までの事業に附帯する事業 第十六 民間団体への支援 国及び地方公共団体は、発達障害者の福祉の増進を図るため、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

第十七 専門的知識を有する人材の確保等 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、福祉、教育、医療、保健、保育等の

事業に携わる職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講ずるものとする。

第十八 実態の把握及び調査研究

1 国は、発達障害児の早期発見の状況等発達障害者の実態の把握に努めなければならないものとする。

2 国は、発達障害の原因の究明、発達支援方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

第十九 施行期日 この法律は、から施行するものとする。



- ☆5月19日議員連盟が設立しました。発達障害者支援法要綱案も示されましたので内容をお知りおき下さい。発達障害の支援を考える議員連盟役員(案) 会長 橋本 龍太郎(自民) 会長代理 野田 聖子(自民) 副会長 古川 元久(民主) 山口 富男(共産) 阿部 知子(社民) 事務局長 福島 豊(公明)
- 発達障害の支援を考える議員連盟
自由民主党：愛知 治郎 有村 治子 伊吹 文明 小此木八郎
小淵 優子 小泉 龍司 河野 太郎 小坂 意次 後藤田正純
佐藤 勉 長勢 甚遠野田 聖子
橋本 聖子 橋本龍太郎 馳 浩
浜田 清一 森 英介
民主党：朝日 俊弘 石毛 鎌手
市村浩一郎 城島 正光 辻 泰弘
中根 康治 伴野 豊 樋口 俊一 古川 元久 水島 広子 三井 辨雄 森 ゆうこ 山井 和則
公明党：齊藤 鉄夫 高木美智代 富田 茂之 浜四津敏子 福島 豊
古屋 範子 榎屋 敬悟 山本 保
社民党：阿部 知子 照屋 寛徳
山本喜代宏 横光 克彦
共産党：小池 晃 山口 富男

自閉症理解と療育キャンプの キャンプヘルパー募集！

日本自閉症協会奈良県支部では、平成16年度子どもゆめ基金「子どもの体験活動助成金」の交付を受け、交付要綱に基づき「自閉症理解と療育キャンプ」を計画いたしました。つきましてはキャンプのお手伝いをしてくださるキャンプヘルパーを募集いたします。

期間：2004年7月27日（火）－28日（水）

場所：三重県一志郡美杉村 美杉ビレッジ（廃校を利用した宿泊施設）

費用：無料（傷害保険についても当支部にて加入いたします。）

交通手段：近鉄奈良駅、天理駅より貸し切りバスで往復します。（自家用車で参加も可）

活動内容：自閉症児（若干の成人も参加）と一緒に専門の指導者のもと、一泊二日のキャンプに参加
障害者本人の保護者も全員活動に参加します。

本キャンプの活動の特色：本キャンプは参加する子供の自然体験の場であるとともに、自閉症の障害特性を実践的に学びあう場とする。専門家の指導のもと、自閉症に特化した療育法、構造化した環境整備の実際を体験する。このキャンプの参加者が活動を通じて、自閉症児者の社会的自立と社会参加のための支援環境作りのあり方を考え、自閉症の理解を深める。

日程（予定）（CH＝キャンプヘルパーの略）

一日目 7/27（火）		二日目 7/28（水）	
9:45	近鉄奈良駅発（貸し切りバス）～天理	6:30	起床 洗面 更衣
12:15	美杉リゾート着	7:30	朝の会 散策
12:30	昼食	8:00	朝食
13:30	選択活動	9:00	部屋の片付け
	散策・プール／遊園地（親子＋CH）・ 体育館で体を使った遊び	9:30	選択活動
16:30	宿舎に戻る		プール／遊園地（親子＋CH）・散策・ 体を使った遊び
	オリエンテーリング	12:00	昼食
	部屋割り	13:00	出発（貸し切りバス）～天理駅～近鉄奈良駅
18:00	夕食（バイキング）		
19:00	花火		申し込み、問合せ先：高橋由美
20:00	入浴		Tel/fax：0742-35-4519
21:30	就寝（～23：00 講座 親活動）		e-mail：yumi@kcn.ne.jp

○多くのご参加、お待ちしております。よろしくお願ひします。

事務局からのお知らせ

☆以下日本自閉症協会総会関連資料の主なものです。必要な方は事務局、河村まで

- 1 「イギリス自閉症協会に学ぶ」 シンポジウム決算書
- 2 「いとしご」低料第三種郵便物承認書
- 3 障害者基本法改正について(要望)
- 4 全衆議院議員へのアンケート
- 5 長崎家庭裁判所への抗議等
- 6 長崎男児殺害事件に関する提言
- 7 公明党発達障害者・児支援を考えるワーキンググループ
- 8 石破防衛庁長官の「自閉隊」発言取り消し要請等
- 9 報道機関等への申入れ等
- ①朝日新聞社 編集委員 田辺 功 宛 記事(自閉症はテレビの見せすぎ等で発生した障害ではないという抗議内容)
- ②朝日新聞社の編集部デスク 小境 郁也 宛(同上内容)
- ③東映株式会社取締役社長 岡田裕介 宛(映画バトルロワイヤルⅡのなかで、父親の自殺を目撃して自閉症になったという内容への抗議)
- ④神奈川新聞社社長 宛(ホームレ

スの記事で、自分の殻に閉じこもることを自閉症と表現したことへの抗議)

- ⑤熊本日日新聞社代表取締役社長 伊豆英一 宛(高機能自閉症・LD・ADHD。耳慣れない子どもの病気が次々に現れてくる。「原因? 権利ばかり主張し、義務を怠る親が増えていくからです。子どもの問題ではなく、むしろ親の問題でしょう。」の記述に対する抗議)
- ⑥株式会社三省堂代表取締役社長 五味敏雄 宛「広辞林5版」の不適切な自閉症解説に対する抗議⑦ 新潮社週刊新潮編集長 宛「世田谷一家殺人事件」の記事で閉じこもっている子を自閉症気味と理解していることへの抗議
- ⑧読売新聞社西日本本社社長 白川嘉継 宛「家庭とくらし」面で人生のごく初期に、慢性的な療育拒否・暴行を受けると、その異常が多動症や自閉症、統合失調症に関係ある小脳に変化をきたす等の間違った論理に対する抗議
- ⑨聖教新聞社、井上敏昭 宛(「TV.」や高機能自閉症を持つ人がとてもない凶悪な犯罪に結びつく例が

- 多いとの内容に対する抗議)
- ⑩日本経済新聞社編集委員 芦田富雄 宛(今どきペット事情欄で、ペットの死がきっかけに食欲不振、自閉症、不眠症などに陥る人がいる。)との記事に対する抗議
- 10 長崎男児殺害事件に関する報道への申入れ等
- 11 TBSテレビの「報道特集」への申入れ等(ゼミ生自閉症治療に水銀排出療法が有効)
- 12 平成15年度後援名義等使用許可状況(日本自閉症協会から)
- 13 「熱気球ふれあい事業」への財政的支援要請(本田技研工業株式会社宛に佐藤和男氏が企画する熱気球を通じた自閉症児の発達支援へ財政支援のお願い)



つながり祭の報告

今年も5月16日 第23回つながり祭に自閉症協会として参加、例年同様お花を販売致しました。

当日は、つながり祭始まって以来の強い雨で初めてお手伝いをする私は、どうなるだろうと!? 不安でしたが他のグループの気合いの入っている準備の様子を見て私達も負けていけない! という、やる気充分(開き直り?) に変わりました。

みんなで協力して雨対策のテントを張り、先輩役員の方の手慣れた段取りに助けをもらいながら販売するので、一向に降り止まない雨・・・お客さんも少なく、思う様に売れず心配したのですが、午後から、みんなの声を張り上げての呼び込み、売り歩きの甲斐あって終了間際に売売することが出来ました。子供達も雨の中、誰一人機嫌をそこねる事もなく過ごしてくれ、とても助かり、癒してくれました。

協力券を購入して頂いた方々、雨の中お花を買いに来て下さった皆様、本当に有難うございました。そしてお花の提供、説明に一日お手伝い頂いた上島

さんご夫妻、又雨にぬれながらお手伝い頂いた会員の皆さん、この場をお借りして、お礼申し上げます。

来年は青空のもと、多くの方々を足で運んでくれる様にと願っております。

療育部 山上 明美

「障害者基本法改正案」

付帯決議

5月27日午前10時から参議院内閣委員会が開催され「障害者基本法の一部を改正する法律案」が満場一致で可決されました。「法律案」可決後に、森田次夫参議院議員から「改正法律案に対する付帯決議が提案され、こちらも可決されました。」

○「障害者基本法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第三条第一項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることを基本とすること。
二、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進すると

ともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。

三、障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。

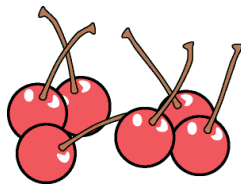
四、情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。

五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

六、「障害者」の定義については「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であつて、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

七、国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。
右決議する。



【編集後記】
四季 移 変
暑 寒
、極端 思
。 毎年
梅雨、大雨
空梅雨 地球
大丈夫 思
支部 ユー
意見等、感想、
、最寄
支部役員
願